

議案第121号

大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例案

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1～3 略]</p> <p><u>4 市長は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間について大阪市立港区民センターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立港区民センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>5 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第4項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」  
と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附  
則第5項の規定により読み替えられた前3  
号」と、第20条中「前条の規定により選定  
した指定管理予定者」とあるのは「指定管  
理予定者」とする。

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

港区民センターの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。